

第2回紛争解決手続代理業務試験（平成18年11月25日実施）の 出題の趣旨、厚生労働大臣の合格基準等

紛争解決手続代理業務試験センター

厚生労働省では、平成19年3月22日、第2回紛争解決手続代理業務試験（平成18年11月25日実施）の結果について、社会保険労務士法第13条の3第1項に基づき、厚生労働大臣の判定を行い、合格者を公告しましたが、同試験の試験問題の出題の趣旨、厚生労働大臣の合格基準等は以下のとおりです。

第1 試験の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 Xの主張に基づいてXの代理人である特定社会保険労務士として都道府県労働局長にあつせんを申請する場合の「求めるあつせんの内容」について、当事者間の権利関係を踏まえて請求すべき内容の記載を求めるものである。権利義務を踏まえての記載であるから訴状の「請求の趣旨」のように権利関係に立った記載として、本件の設例の請求すべき権利関係の基本的理解を問うもの。

〔配点〕 10点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 Xの代理人である特定社会保険労務士として、Y社に対して本件解雇が権利濫用で無効であると主張する場合の請求原因となる具体的事実の主張（権利濫用を根拠づける事実）を箇条書きでの記載を求めるもの。当事者の言い分の中から要件事実を的確に具体的項目として把握しているか、それを主張事実としてまとめられるかを問うもの。

〔配点〕 20点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 Y社の代理人の立場に立って、本件設例における解雇事由に関し、①新賃金・新人事制度等の企画導入の件、②通勤手当の件について、Xに対する解雇事由として、この各事実に関して就業規則に定める解雇事由との関係でそれぞれどのように取り扱うべきかについて、

Y社の代理人としての視点からの理解及び主張すべき内容に関して問うもの。

〔配点〕 20点 (①、②について各10点)

(4) 小問 (4)

〔出題の趣旨〕 本設例についてXの代理人である特定社会保険労務士としてXの立場で本件紛争の解決を図るとした場合、實際上どのような方向に向けて具体的に解決方向の努力することが妥当と考えられるかについて、その解決策と留意事項を問うもの。

〔配点〕 10点

(5) 小問 (5)

〔出題の趣旨〕 本設例について、Y社としてXを解雇するのではなく経営企画部長から課長に降格して、課長としての年俸で雇用を維持するとした場合のXの同意の有無について、地位等を特定した雇用に関し解雇回避措置、不利益変更等についての総合的な法的理解を問うもの。

〔配点〕 10点

2 第2問について

(1) 小問 (1)

〔出題の趣旨〕 特定社会保険労務士として紛争解決手続代理業務に関し、受任している事件の相手方より他の別件の事件についての紛争解決手続代理業務の依頼を受けた場合の対応についての法的理解を問うもの。

〔配点〕 15点

(2) 小問 (2)

〔出題の趣旨〕 特定社会保険労務士としての紛争解決手続代理業務と社会保険労務士法第22条の適用のない通常社会保険労務士としての相談業務との関係及び代理業務受任事件の相手方の100%出資の子会社の相談依頼に関し、特定社会保険労務士としての倫理に関する理解を問うもの。

〔配点〕 15点

第2 厚生労働大臣の合格基準等

1 合格基準

100点満点中、55点以上、かつ、第2問は10点以上とする。

2 配点

第1問は70点満点

第2問は30点満点